

ゆきとどいた教育の前進を求める意見書

平成 13 年以降、学級編制の弾力化が進められ、父母・住民の要望に応じて独自に少人数学級を実施する自治体が全国に広がった。国の指導方法工夫改善等の加配を転用する形で少人数学級が進められる一方で、多くの自治体では独自の努力で少人数学級を実施してきた。

こうした動きに後押しされ、国は平成 23 年 4 月に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律を改正し、小学校 1 年生の学級編制標準を 35 人に引下げた。その結果、少人数学級はさらに広がったが、国が新たな教職員定数改善計画を策定しなかったため、自治体にとっては長期的な計画に沿った教員配置ができないという問題を残し、独自措置による財政負担はそのままとなっている。

さらに、平成 24 年度は「小学校 2 年生 35 人以下学級」を法改正せずに加配措置で実施するとしたため、財政負担軽減や少人数学級の広がりを期待する自治体を裏切る形となった。

少人数学級は誰もが必要であると認めているが、それを自治体負担に転嫁させれば、財政力の違いによる自治体間格差が生ずることとなる。教育の機会均等を保障するためには、国が責任を持って少人数学級を実施することが強く求められる。

国が構造改革路線を突き進み、地方にしわ寄せを行い定数くずし等の安上がり政策を進めてきた結果、学校では臨時職員・非常勤職員が増え続け、このような非正規職員頼みの状態は、子供たちにとっても、ともに働く教職員にとっても十分な教育環境とは言えず、教職員定数を改善するとともに、臨時職員・非常勤職員の正規化を進める必要がある。

日本の教育機関への公財政支出の対 GDP 比は 3.3% で OECD 諸国の最下位である。これを OECD 平均並みの 5.0% まで引き上げ、全国教育条件整備を進めることが必要である。

よって、国においては、次の事項の実現を強く求める。

- 1 国の責任ですべての小・中学校及び高等学校で 30 人学級を実現すること
- 2 国は新たな教職員定数改善計画を策定し、計画的に教職員を増やすこと

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 9 月 26 日

新潟県佐渡市議会議長 祝 優 雄